

新病院テレビシステム等運営事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザル方式を行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第8条第2項の規定に基づき公告します。

令和5年5月26日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海  
(公印省略)

新病院テレビシステム等運営事業者選定に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、「新病院テレビシステム等運営事業者」の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業務名 「新病院テレビシステム等運営事業」
- (2) 業務内容 「新病院テレビシステム等運営事業仕様書」を基準とする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和14年3月31日まで  
※上記の期間には実施に係る準備から契約終了に伴う原状回復を含む。
- (4) 実施場所 荒尾市民病院新病院  
住 所 熊本県荒尾市荒尾 2600 番地  
※新病院は現病院の同じ敷地内に建設中。

3 資料等の入手

- (1) 次の関係資料等を荒尾市民病院のホームページ上で提供するので参照すること。
  - ① 新病院テレビシステム等運営事業者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要領(本資料。以下「実施要領」という。)
  - ② 新病院テレビシステム等運営事業仕様書
  - ③ 様式集
- (2) 次の関係資料等を電子媒体(CD-R等)にて事務局より貸し出す。なお、その際に関係資料貸出申請及び秘密保持に関する誓約書(様式8)を提出すること。また、貸出した電子媒体は、令和5年7月7日(金)までに事務局へ返却すること。
  - ① 新病院建物平面図
  - ② 床頭台・間仕切り家具参考図面

#### 4 本プロポーザル方式への参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成 24 年告示第 60 号）第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きの上、承認を得ることで参加することを認める。
- (3) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 7 年告示第 37 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 平成 31 年 4 月以降で病院でのテレビシステム等運営事業（床頭台運営含む）の実績があること。

#### 5 スケジュール

番号	内容	期日
1	公告及び資料配布	令和 5 年 5 月 26 日（金）～令和 5 年 6 月 1 日（木）
2	質問受付	令和 5 年 5 月 26 日（金）～令和 5 年 6 月 1 日（木）
3	質問回答	令和 5 年 6 月 6 日（火） 予定
4	参加表明書及び入札参加資格審査申請受付	令和 5 年 5 月 26 日（金）～令和 5 年 6 月 7 日（水） 16 時
5	参加資格等要件確認結果の通知	令和 5 年 6 月 9 日（金） 予定
6	企画提案書提出期限	令和 5 年 6 月 14 日（水）
7	プレゼンテーション審査	令和 5 年 6 月 19 日（月）
8	審査結果通知	令和 5 年 6 月 21 日（水） 予定

#### 6 質疑回答

##### (1) 質疑の受付

- ① 受付期間 令和 5 年 5 月 26 日（金）～令和 5 年 6 月 1 日（木） 17 時 15 分まで

## ② 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、質問書（様式4）に質疑内容を入力し、担当者の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「新病院テレビシステム等運営事業についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

## (2) 質疑に対する回答

- ① 回答日：令和5年6月6日（火）予定
- ② 回答日に質疑提出者に対して電子メールで返信する。なお、本業務に関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

## 7 参加表明及び参加資格審査

- (1) 参加表明する者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

参加表明書の提出がない者の参加は認められない。

- (2) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加表明書提出時又は提出後、次の書類を提出すること。

- ① 参加資格確認申請書（様式2）
- ② 営業概要書（書式自由）
- ③ 病院テレビシステム等運営事業の実績書（様式3）
- ④ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）
- ⑤ 直近過去3か年の経営状況を確認できる書類（決算書、貸借対照表など）
- ⑥ 会社案内、パンフレット

- (3) 提出期限

令和5年5月26日（金）～令和5年6月7日（水）16時必着

持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

- (4) 提出先

下記13の担当者まで提出のこと。

- (5) 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。

## 8 企画提案書等の提出について

- (1) 資格審査書類を提出し、参加資格が認められた者は、「新病院テレビシステム等運営事業仕様書」及び公募書類として発注者より提示された各種書類を踏まえ、提出書類の各項目について、必ず次に掲げる項目内容に関して記載したものを提出すること。ただし、発注者から提供される書類を無断で他の用途に使用することは認めない。

- ① 経営状況

- ①-1 過去3年間の売上

運営にあたり会社経営の安定性を評価する。

① -2 履行実績（様式 3）

運営するために十分な能力を備えているかを評価する。病院に対するテレビシステム等の運営事業の運営実績について評価する。

② 事業内容

②-1 設置備品（様式 7 10 枚まで）

設置対象備品が利用者にとって使用しやすく、かつ療養環境の改善を考慮しているものが提案されているかについて評価する。「新病院テレビシステム等運営事業仕様書 9 設置備品の仕様」に記載されている対象備品のすべてについて記載すること。

②-2 事業開始までの準備スケジュール（様式 7 1 枚まで）

事業開始に向けた準備スケジュールが新病院の工事や移転について考慮されて具体的に提案できているかについて評価する。

②-3 日額制運用方式（様式 7 5 枚まで）

患者にとって分かりやすく、職員の業務負荷の軽減を考慮した運用を提案できているかについて評価する。利用料金の徴収運用についても具体的に提案すること。

②-4 保守管理体制（様式 7 2 枚まで）

設置備品の不具合発生時でも適切に事業が継続できる管理体制、および問題が生じた際に短時間の対処できる体制が整っているかについて評価する。

②-5 独自提案（様式 7 5 枚まで）

利用者の満足度向上・利用促進に向けた会社独自のサービスを実施することについて評価する。

②-6 レンタル料（任意様式）

本事業の運用のためのレンタル料については、独自提案の内容を踏まえたものであること。

(2) 受付期限 令和 5 年 6 月 14 日（水）

(3) 受付時間 平日勤務日の 9 時から 17 時まで

（但し、令和 5 年 6 月 14 日（水）は 16 時までとする。）

(4) 提出先 下記 12 まで（参加表明及び参加資格審査の提出先と同じ）

(5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。

郵送の場合は、受付期間中（最終日は 16 時まで）に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

(6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(7) 留意事項

① 企画提案書は 企画提案書表紙（様式 6）を表紙にし、A4 版、長辺綴じとする。

提案書は指定された様式以外は任意のものを使用することを認めるが、提案書に使用する文字の大きさは、一般常識として読みやすい文字の大きさとすること。ただし、図表などの致し方ない場合は除く。

- ② 提出部数は、正1部、副9部(複写可)の計10部とし、提出後の資料追加、修正は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- ③ 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- ④ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- ⑤ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求められることがある。
- ⑥ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

## 9 企画提案書の審査

### (1) 審査方法

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

### (2) 評価委員会の設置

提案書及びプレゼンテーションについては、「新病院テレビシステム等運営事業者選定プロポーザル選定評価委員会」において審査を行う。

### (3) プレゼンテーション審査日

令和5年6月19日(月)

### (4) 会場等

会場、時間等の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。

### (5) 実施詳細

プレゼンテーションの詳細については、参加者へ追って連絡する。

### (5) 説明者

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、運営事業者側の参加人数は3名以内とすること。

### (6) 選定後の手続き

審査結果通知後、最優秀提案者は、事業開始に向けた協議を発注者で行う。

### (7) 業務の引継ぎ

最優秀提案者と協議が整った場合は、随意契約により契約を締結するが、契約開始

前に現運営事業者から業務の引き継ぎを行うこと。その引き継ぎに係る人件費等は受注者の負担とする。利用者に影響が無いよう、円滑に実施すること。

#### 10 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

#### 11 契約の締結

発注者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

#### 12 その他

##### (1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

###### ① 受注者の責めに帰すべき事由による場合

受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、発注者は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受注者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

###### ② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受注者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否等について協議するものとする。

##### (2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、発注者と受注者は誠意をもって協議する。

#### 13 問合せ先

荒尾市民病院総務課施設係 担当者：永井

住所 〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

TEL 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

電子メール kazunori.28835@city.arao.lg.jp